## 沿革

現在の長崎県は、明治維新までは幕府直轄地としての天領と佐賀、大村、 島原、平戸、福江、厳原の諸藩に分かれていた。

明治元年(慶応4年)2月長崎裁判所が幕府直轄地に設置されたが、同年5月名称を長崎府と改め、さらに翌明治2年6月版籍奉還の断行によって各藩主が藩知事となり、同時に長崎府を長崎県に改称した。

次いで同4年7月廃藩置県によって諸藩にそれぞれ県が置かれたが、同年 11月厳原県を除く5県が統合されて、ここに新たな長崎県が成立した。

一方、厳原県は伊万里県に併合されたが、伊万里県の佐賀県への復帰に伴い、同5年8月長崎県の所管となった。

これよりさき佐賀藩領であった高来郡の一部(諫早領の北高来郡および南高来郡の神代)、彼杵郡の一部(深堀領)は、明治5年1月伊万里県から分離して長崎県の管轄となった。

その後、明治9年4月佐賀県が廃止され、三潴県に合併されたが、これに伴い明治9年5月三潴県所管の杵島郡、松浦郡(唐津)の一部を長崎県の管轄に移し、同年6月には藤津郡も長崎県に移管した。さらに、同年8月になると三潴県が廃止され、筑後地方を福岡県に、肥前の国に属する旧佐賀県全部が長崎県に移管された。

以上の結果、長崎県は旧佐賀県を含む肥前、壱岐、対島の3国21郡の大 県となったが、同16年5月に旧佐賀県が分離し現在の長崎県となった。

明治22年市町村制がしかれた当時は、長崎市1市のほか15町、289村あったが、その後、市町村合併、新市の誕生などにより、平成22年3月31日から、13市8町となっている。